

最終目標をドーピングではない国民的スポーツとして捉えた競馬・乗馬の発展的な動物愛護や福祉の向上のための海外製造医薬品・医療機器等の国内流通を活発にすることで、より国際的に高い位置取りを目指すことができることとしている。

現在の規制の中で最も障壁となっているのが、ご回答のように馬の使用目的に拘らず一元的に食用の範疇で取り扱われていることである。

動物用医薬品の成分の残留により、人の健康を損なう畜産物が生産されるおそれがあるとのことだが、原産地表示ルールが改正されたように、実際は人の口に入る前の履歴がかなり曖昧な肥育馬の輸入がどんどん増加しているのに、短期間の国内肥育で屠殺し需要に追いつくことは、甚だ危険を感じるころである。

しかも飼料安全法からも馬は対象外となっている。

馬産業も使用目的別に明確には扱われていなかったが、今般動物の愛護及び管理に関する法律により乗馬関係機関が登録制となった。

さらにマイクロチップによる馬の所有者の明示（固体識別）は、犬又は猫に関するその実施率が約 25%しかないのに比べてもともと馬の実施率は高かったところに加えて、2007 年以降の産駒からは実施なくして競馬に出走することができなくなる。

肥育馬との差別化は進んできているといえよう。

さらに今後は畜産農業の中での馬の定義を人の食用に狭義することが実際に即しており、産業動物や愛護動物としての馬を分類していく必要があると思われる。

北海道遺産に指定されたのに廃止されるばんえい競馬や地方競馬に情報社会の中で、ともすれば馬の愛護や福祉に関する行き過ぎた感情論も先行するきらいがあり、米国の馬屠殺防止法案も賛否が大きく分かれるところとなっているわけだから、できうる限りの馬の分類を進め、競走用・乗用・愛玩用に使役した馬の生命の終息について、人が食することを禁じる新たな規制を設けることと、確実なトレーサビリティの実施による食の安全・安心の確保に肥育馬も努めるべきである。

また馬産の振興の観点からも、馬取扱業者に区分を設け、日本の馬文化の発展を目的とした柔軟な団体を、官民一体となって緻密に組織立てていくことも、急務であると考えている。

参考資料；動物愛護管理法での競馬、乗馬の位置づけについての本会の考え方  
<http://www1.odn.ne.jp/epmrp/Position-J.html>